平成２３年（フ）第５６１号
熊本市小山２丁目１番６号
債務者　吉川　佳良
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５６２号
熊本市山室４丁目２番31号
債務者　桐原津多枝
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５６４号
熊本県宇土市宮庄町230番地１　グリーン轟３号棟
債務者　西　　智美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５６８号
熊本市城南町阿高148番地
債務者　川北　夏美
1　決定年月日時　平成23年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５８１号
熊本市高平３丁目16番72号
債務者　田尻　浩一
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第５７号
長野県伊那市高遠町小原475番地10
債務者　宮下　　忍
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１１７８号
東京都府中市本宿町１丁目３番地の２サン・メゾン102
債務者　出川　眞一
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２９２号
横浜市戸塚区深谷町1252―13　ドリームハイツ１―206、住民票上の住所横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ17棟508号
債務者　岡崎　一弘
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４７０号
横浜市神奈川区神大寺２丁目９番14―1102号
債務者　伊藤　光善（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５７３号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目21番９―402号
債務者　宮城　晶子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５８１号
横浜市旭区今宿東町745番地２　マデーラⅡ202
債務者　松本あずさ
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５９８号
横浜市磯子区杉田坪呑２番２―608号
債務者　米谷慎一郎
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６３２号
横浜市港北区菊名６丁目19番13号　第１斉藤荘103号室
債務者　櫻井　晴美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２１号
川崎市川崎区池田１丁目12番５―401号　カーサアレグリア
債務者　柳川成子こと　李　　成妃
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月６日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第５７５号
岡山市北区西崎本町７番６号、旧住所岡山市南区妹尾792番地４
債務者　橋本　富恵（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９０号
岡山県倉敷市串田18番地　コーポ浜中102号
債務者　出来　芳幸
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部